

広島県告示第64号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成29年2月16日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市長 眞野勝弘
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市木材港南1358-1, 1358-2, 1358-3, 1358-4及び1359 廿日市衛生センター

2 申請の内容

71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

新設

種	類	71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設 (一般廃棄物焼却処理施設)
能	力	一般廃棄物 150トン/日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	平成31年3月1日
	使用開始予定年月日	平成31年4月1日
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	連続24時間 (なし)

項 目		通 常	最 大
使用 の 方 法	水素イオン濃度（水素指数）	4.0~10.0	4.0~10.0
	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	260
	化学的酸素要求量		600
	浮遊物質		1,000
	窒素含有量		240
	リン含有量		32
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物		10
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		23.3	24.4
汚水等の排出先		排水処理設備：16	

(2) 汚水等の処理の方法

種 類	排水処理設備：16	し尿処理施設：1	
型 式	凝集沈殿+砂ろ過	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 (浄化槽対応型)	
主 要 寸 法	縦8m×横5m×高さ6m	縦48.1m×横47.65m×高さ19.7m	
能 力 (汚 水 処 理)	プラント排水 27m ³ /日	し尿等 100kL/日，脱水汚泥 9.9トン/日	
汚 水 等 の 処 理 方 法	凝集沈殿+砂ろ過	生物処理+高度処理	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成31年3月31日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成31年4月1日	
項 目	通 常	最 大	
	処理前 処理後	処理前 処理後	処理前 処理後

使用 方法	汚水等の 汚染状況 の 処理前 処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	4.0~10.0	5.5~9.0	4.0~10.0	5.5~9.0	し尿 8.0 汚泥 7.0	5.8~8.6	し尿 8.6 汚泥 8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	600	600	600	600	し尿11,000 汚泥 3,500	10	し尿12,100 汚泥 3,850	10
		化学的酸素要求量	600	600	600	600	し尿 6,500 汚泥 3,000	10	し尿7,150 汚泥3,300	10
		浮遊物質	1,000	600	1,000	600	し尿14,000 汚泥 7,800	5	し尿15,400 汚泥 8,580	5
		窒素含有量	240	240	240	240	し尿 4,200 汚泥 700	10	し尿 4,620 汚泥 770	10
		燐含有量	32	32	32	32	し尿 480 汚泥 110	1	し尿 528 汚泥 121	1
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	10	100	100	—	—	—	—
		大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	—	—	—	—	100,000~ 1,000,000	100	100,000~ 1,000,000	100
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	23.3	23.3	24.4	24.4	100	150	100	200
		汚水等の排出先	場内で再利用し, 余剰分は公共下水道へ放流					排水口から広島湾へ放流		

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項目	通常	最大
1 (排水口)	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	10	10
	化学的酸素要求量	10	10
	浮遊物質	5	5
	窒素含有量	10	10
	燐含有量	1	1

	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	100	100
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	150	200

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年2月16日から平成29年3月9日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課